

公 告

市有財産を一般競争入札により売り払うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

福井市長 西 行 茂

1 一般競争入札に付する物件の名称、初年度登録年月、予定価格及び入札保証金

物件の名称	初年度登録 年月	予定価格	入札保証金
コマツ 除雪グレーダ	平成 3 年 1 1 月	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
コマツ 除雪ドーザ (1)	平成 4 年 1 1 月	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
コマツ 除雪ドーザ (2)	平成 5 年 1 1 月	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
コマツ 除雪ドーザ (3)	平成 6 年 1 1 月	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
コマツ 除雪ドーザ (4)	平成 9 年 1 1 月	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
日本キャタピラー 除雪ドーザ (1)	平成 7 年 1 1 月	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円
日本キャタピラー 除雪ドーザ (2)	平成 1 1 年 1 月	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 , 0 0 0 円

2 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「K S I 公有財産売却システム」という。）を

利用した一般競争入札を行う。

- (2) 入札に関する手続については、K S I 公有財産売却システムにおける福井市公有財産売却ページにおいて公開する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 日本語を完全に理解できない者
- (3) 福井市が定める福井市インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I 公有財産売却システムに係る規約等を承諾せず、順守できない者
- (4) 役員等（契約の相手方が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が役員等の経営に実質的に関与していると認められる者
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する者であると認められる者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(9) 公有財産の買受けについて、一定の資格その他の条件を必要とする場合において、これらの資格などを有していない者

4 入札の参加申込みに関する事項

(1) 入札に関する情報を示す期間及び場所

ア 期間 令和7年9月11日（木）から同年10月28日（火）まで

イ 場所 福井市ホームページ及びK S I 公有財産売却システムの福井市公有財産売却ページ

(2) 仮申込

入札の参加を希望する者は、令和7年9月11日（木）午後1時から同年9月29日（月）午後2時までに、K S I 公有財産売却システムにより仮申込手続を行うこと。

(3) 本申込

仮申込手続を完了した後、福井市財政部施設活用推進課へ令和7年10月6日（月）までに以下の書類を提出すること（郵送の場合は、当日の消印まで有効とする。）。

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書

イ 個人にあつては、公的機関発行の証の写し（運転免許証、旅券等の住所、氏名及び年齢が確認できるものの写し又は発行後3月以内の住民票の写し）

ウ 法人にあつては、発行後3月以内の履歴事項全部証明書の写し

(4) 提出場所

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所本館 4 階

福井市財政部施設活用推進課

5 入札保証金

(1) 納付

入札に参加しようとする者は、1 に掲げる物件（以下「売払物件」という。）ごとに定められた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。当該入札保証金の納付手続は、K S I 公有財産売却システムにおいて行うものとする。

(2) 入札保証金の返還等

ア 落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに、契約保証金に充当する。

イ 落札者以外の者には、入札の終了後に入札保証金の全額を返金する。

ウ 入札保証金には、利息を付さないものとする。

6 入札及び開札の執行に関する事項

(1) 入札期間

令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）午後 1 時から同年 1 0 月 2 1 日（火）午後 1 時まで

(2) 入札及び開札場所

K S I 公有財産売却システムにより実施する。

(3) 入札方法

ア 入札は、K S I 公有財産売却システムにおいて入札をする価格を登録して行う。なお、この登録は、一度に限り行うことができる。

イ 持参及び郵送による入札書の提出は、無効とする。

(4) 開札

令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）に K S I 公有財産売却システムにおいて開札を行う。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 予定価格（最低売払価格）に達しない入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定

- (1) 福井市は、入札期間の終了後開札を行い、売払区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、K S I 公有財産売却システムによる入札において、入札をした価格が予定価格（最低売払価格）以上で、かつ、最高の価格で入札をした者を落札者として決定する。ただし、当該最高の価格で入札をした者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。
- (2) 落札者の会員識別番号及び落札価格については、K S I 公有財産売却システムにおいて、一定期間公開する。

9 売買契約の締結、売払代金の納付方法等

(1) 売買契約の締結

ア 落札者は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）までに売買契約を締結しなければならない。この場合において、落札者は入札保証金の額と同額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 落札者が売買契約を履行しない場合は、契約保証金は、福井市に帰属することとする。

ウ 契約保証金には、利息を付さないものとする。

エ 落札者は、所有権移転登録が完了するまで売払物件に係る一切の権利義務を落札者以外の者に譲渡することはできない。

(2) 売払代金の納付方法

ア 落札者は、福井市指定の納入通知書による納付書払い、現金書留又は郵便為替により、売払代金から契約保証金を除いた金額を一括して、令和7年11月4日（火）までに納付しなければならない。

イ 売払代金から契約保証金を除いた金額の納付を完了した場合は、契約保証金は、売払代金に充当するものとする。

(3) 落札者が売買契約を締結しない場合の取扱い

落札者が指定の期日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は、福井市に帰属することとする。

1 0 売払物件の引渡し等

(1) 売払物件の所有権は、売払代金の納付が完了した時点で落札者に移転し、現状のまま引き渡すものとする。

(2) 売払物件の引渡し、登録等に伴う一切の負担は、落札者の負担とする。

(3) 引渡期限までに引取りを行わない場合は、福井市は、契約を解除できるものとする。

1 1 その他

(1) 売払物件は、経年による劣化、使用による傷、不具合箇所等があることを、十分理解した上で入札すること。また、落札者は、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定にかかわらず、引き渡された売払物件が種類、品質又は数量

に関して契約の内容に適合しないことを理由として、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、代金減免の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、落札者が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、売払物件の引渡しの日から１年間は、この限りではない。

- (2) K S I 公有財産売却システムの不具合等により、入札を中止することがある。

1 2 問合せ先

福井市財政部施設活用推進課

電話番号 ０７７６－２０－５２７５

ファクシミリ番号 ０７７６－２０－５７７８

メールアドレス sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp